

東京都板橋区区民健康相談事業実施要綱

(平成 14 年 3 月 25 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)及び健康増進法(昭和 14 年法律第 103 号)並びに、東京都板橋区立健康福祉センター条例(以下「センター条例」という。)に基づき、健康に関する相談を通して、生活習慣病の予防及び早期発見、保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行い、もって区民の健康向上に資するため、区民健康相談事業(以下「健康相談」という。)の実施方法を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 健康相談の対象者は、板橋区(以下「区」という。)に住所を有し、健康相談を希望する者とする。

(実施場所)

第 3 条 健康相談の実施場所は、センター条例に基づき設置された区の健康福祉センター(以下「センター」という。)とする。

(事業内容)

第 4 条 健康相談の実施内容は、次に定める事項とする。

- (1) 保健、栄養の健康に関する相談等
- (2) 健康診断の受診者で、判定が「要注意」と診断された者に対する保健指導及び相談

(記録の保存)

第 5 条 センターは、相談内容や検査結果などの関係書類を 5 年間保存するものとする。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、健康相談に関する必要な事項については、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。